

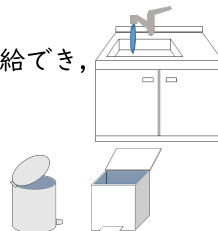
理容所の構造設備基準



令和2年9月
高知市保健所 生活食品課
088-822-0588

(1) 常に清潔に保つこと。

- ① 作業場の床及び腰板は、コンクリート、タイル、リノリューム又は板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。
- ② 洗場は、流水装置とすること。
流水装置とは、衛生的な水を水量の制限なく豊富に供給でき、かつ衛生的に排水できる設備であること。
- ③ ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。



畳、カーペット、ふすま等は不可です。

器具の洗浄・消毒に支障がない場合は、シャンプー台を流水装置として使用することも可能です。

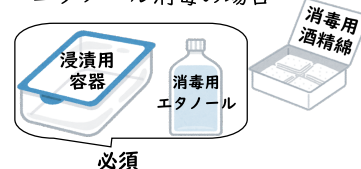
両方とも「ふた」が必要です。

(2) 消毒設備を設けること。

消毒設備については、規則第25条第1号及び第2号に規定する消毒方法が可能なものであること。

器具分類 消毒方法の例	第1号 かみそり等、血液が付着している疑いがある器具	第2号 左記以外の器具
煮沸	煮沸後2分間以上煮沸する方法	煮沸後2分間以上煮沸する方法
エタノール	消毒用エタノール中に10分間以上浸す方法	消毒用エタノール中に10分間以上浸す又は消毒用エタノールを含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面を拭く方法
次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムが0.1%以上の水溶液に10分間以上浸す方法	次亜塩素酸ナトリウムが0.01%以上の水溶液に10分間以上浸す方法

エタノール消毒の場合



必須

(3) 採光、照明及び換気を充分にすること。

- ① 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。(300ルクス以上が望ましい。)
- ② 換気 理容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を 5cm^3 以下に保つこと。
換気に有効な開口部（開閉式の窓）又は換気扇等の機械的換気設備を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。

照度は現地調査時に計測します。

窓がはめ込み式の場合、換気扇等が必要です。

(4) その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

- ① 床面から2.1m以上の高さの天井を設けること。
作業所の天井については、最も低い部分で2.1m以上を確保すること。
(2.1m以上の高さの天井が確保できない部分については、作業所の面積には含めない。)
- ② 住居部分等と隔壁等により区画し、かつ、理容以外の用途に使用しないこと。
施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。
住居部分等と理容所の入り口については別個に設けるなどの構造とし、住居部分等への往來のために理容所内を通るものでないこと。
- ③ 理容を行う作業所の床面積は、セット用椅子（鏡と対面する作業用椅子をいう。）が1脚であるときは 7.5m^2 以上とし、当該セット用椅子を1脚増すごとに 2.5m^2 以上増やすこと。この場合において、理容所に待合所を設けている場合における当該待合所に係る床面積は、当該作業所の床面積に含まないものとする。
一の理容所内で連続した階層を含む構造である場合の作業所の床面積については、それぞれの階又は居室ごとに、設置された理容に使用する椅子の数をもとに算定する。
- ④ 皮膚に接する器具類を消毒済みのものと未消毒のものとに区別するため、必要な収納ケース等を備えること。

消毒済の器具を収納するケース等については、蓋付きの容器等、埃等による汚染を防止できる構造であること。

作業所の天井は2.1m以上の高さが必要です。

自宅と理容所を併設する場合は特にご注意ください。

*セット椅子1脚につき 7.5m^2

*以後1脚増すごとに $+2.5\text{m}^2$

*作業所の床面積には待合、受付、休憩室、トイレ等理容行為を行わない場所は含みません。

